

議案第48号

気球の飛ばまち加西条例の制定について

気球の飛ばまち加西条例を、別紙のとおり制定する。

平成28年9月1日提出

加西市長 西 村 和 平

気球の飛ぶまち加西条例

加西市は、空を飛ぶ気球から見渡せば、播磨国風土記の時代から変わらないなだらかな山々に囲まれ、豊かな緑と無数のため池が織りなす田園風景が広がっている。先人たちが歴史と文化を紡いできた古墳や遺跡などもその景観に散りばめられ、自然の豊かさの中、歴史の奥深さとまちの美しさを教えてくれる。

加西の空は、一年を通して穏やかな天候と、変化に富んだ地形風が吹き、豊かな自然の実りをもたらすとともに、気球の飛行に適した恵みを与えてくれる。

かつて、鶉野飛行場から戦地に飛び立った若人たちも同じ風景を目に残していただろう。そして今、加西の空に穏やかに吹き渡る風に乗って飛ぶ気球は、私たちの希望と可能性を大きく膨らませ、新しい時代の夢の広がりを見せてくれる。

ここに、加西の大空を舞う気球に、市民一人ひとりの夢の実現と元気あふれる地域社会の未来の創造を託すため、本条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民一人ひとりが気球の飛行できる加西の環境を受け継ぎ、未来に伝えていくことにより、加西に愛着を持ちふるさとの魅力を発信し、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「気球チーム」とは、加西市で気球を操縦する者と、その飛行を補助する者のことをいう。

2 この条例において「市民団体」とは、加西市で活動する気球の飛行を支援する団体をいう。

(基本理念)

第3条 気球の飛ぶまち加西の推進のため、次に掲げる事項をまちづくりの基本理念におく。

- (1) 気球が飛行できる環境、上空から眺めることができる豊かな自然及び気球が浮かぶ風景を大切な財産であるとの認識のもと、まちづくりを進めること。
- (2) 気球の飛ぶまちであることが、市民の誇りとなるよう継承と啓発を進めること。
- (3) 気球チーム、市民団体、市民及び市が連携・協力し、まちづくりを進めること。

(気球チームの役割)

第4条 気球チームは、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、気球の安全な飛行に努めるものとする。

2 気球チームは、市民が気球の飛行について理解と関心を深める取組に努めるものとする。

る。

(市民団体の役割)

第5条 市民団体は、基本理念に基づき、気球チームと市民とをつなぎ、市民が気球の飛行について理解と関心を深める取組に努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、基本理念に基づき、市民の気球への理解と関心を深め、市民が気球の飛ぶまちであることを誇りに感じられるよう環境整備に努めるものとする。

2 市は、市民団体が行う取組の支援に努めるものとする。

3 市は、まちづくりに関する構想及び各種計画の策定にあたっては、基本理念を踏まえたものとなるよう努めるものとする。

(市民の協力)

第7条 市民は、基本理念に基づき、気球に対する理解を深め、気球の飛行を通じたまちづくりの推進に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(審議資料)

基本理念や気球チーム、市民団体、市及び市民の役割等を定め、気球の飛行を通じた地域の活性化を図ることを目的に、本条例を制定するもの。

(後掲の政策等の形成過程説明資料参照)

政策等の形成過程説明資料

平成28年9月定例会

| | | | |
|-------------|--------------------|------------|------------------|
| 議案等の の件名 | 議案第48号 | 政策等 の区分 | 計画・事業・ 条例 |
| | 気球の飛ぶまち加西条例の制定について | | その他() |

①【政策等を必要とする理由】

加西市の環境は、気球の飛行にとって適しており、全国から数多くの気球チームが訪れる地となっています。また、気球の飛行を支援する市民団体の活動も盛んに行われています。
このような環境を受け継ぎ、未来に伝えていくことにより、加西に愛着を持ちふるさとの魅力を発信し、地域の活性化を図るため、本条例を制定するものです。

②【検討した他の政策等の内容】

③【他の自治体の類似する政策との比較】

④【総合計画における位置づけ】

| | | |
|------|------|---------------------|
| 基本方向 | 政策3 | 地域の豊かさと元気を取り戻す産業づくり |
| 基本方向 | 政策7 | 自然環境の保全と特色ある景観づくり |
| 基本計画 | 施策11 | 加西らしい観光サービス |
| 基本計画 | 施策23 | 加西の風土を活かした景観づくり |

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

| | |
|------|--|
| 計画名称 | |
| 策定年度 | |
| 計画期間 | |

⑤【関連する法令及び条例、規則】

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

| | | | | |
|------|--------|----|-------|------|
| 総事業費 | 国・県支出金 | 市債 | その他特財 | 一般財源 |
| | | | | |

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

具体的な施策の実施については条例施行後に検討していきますが、気球の飛行を支援する市民団体が主体的な活動に取り組むときは、市は必要な支援を講ずることができるものとします。

⑧【市民参加の状況】

有 ・ 無

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

・関係団体からなる意見交換会を実施し、同条例の制定について検討しました。
・パブリックコメントを、平成28年7月22日から8月15日までの25日間実施したところ、市民からの意見はありませんでした。

⑨【政策の効果予測】

「気球の飛ぶまち加西」が新たな観光資源となり、加西市への交流人口の拡大が予測されます。また、気球の飛行を支援する市民団体の活動により市民が主体となった活動が盛んに行われ、地域の活性化へとつながっていきます。

| | | |
|---------|-------------|--------------|
| 担当部局 | 担当課 | 添付資料の有無 |
| ふるさと創造部 | 文化・観光・スポーツ課 | 有 ・ 無 |